

## 確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

平成30年9月18日

2. 回答を行った年月日

平成30年10月10日

3. 新事業活動に係る事業の概要

客の立ち入らない倉庫等に設置した遊技設備（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号の営業において用いられるもの）をインターネットを介して遠隔操作させることにより客に遊技させるもの。

4. 確認の求めの内容

本件事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に規定する営業に該当するか否か。

5. 確認の求めに対する回答の内容

本件新事業については、店舗内において客に遊技をさせることは想定されないことから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「同法」という。）第2条第1項第5号に規定する「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業」には該当せず、同法の規定による規制を受けないと解して差し支えない。